



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 告示

1113	生活保護法による指定介護機関の廃止	（社会福祉課）	1
1114	生活保護法による介護機関の指定	（ " ）	2
1115	生活保護法による施術機関の指定	（ " ）	2
1116	介護保険法による介護医療院の開設の許可	（介護サービス指導課）	2
1117	指定障害福祉サービス事業者の廃止	（障害福祉課）	3
1118	"	（ " ）	3
1119	指定障害福祉サービス事業者の指定	（ " ）	3
1120	"	（ " ）	3
1121	紀の川土地改良区連合の役員の退任	（農業農村整備課）	4
1122	鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新	（鳥獣害対策課）	4
1123	保安林の指定施業要件変更予定	（森林整備課）	4
1124	"	（ " ）	4
1125	和歌山県が発注する建設工事に係る条件付き一般競争入札に参加する県外に主たる営業所を有する建設業者に必要な資格等	（技術調査課）	5
1126	和歌山県が発注する建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札に参加する測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格等	（ " ）	8

○ 選挙管理委員会告示

*83	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部改正	11
*84	"	11

○ 監査公表

監査公表第26号	12
----------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1113号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年12月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社切目屋薬局	田辺市栄町52	切目屋調剤薬局	田辺市湊490	居宅介護支援事業	平成17.4.30

和歌山県告示第1114号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年12月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社切目屋薬局	田辺市栄町52	切目屋調剤薬局	田辺市新万23-14-1	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和6.5.1
株式会社メディカル・ギア・エクワイプメント	岩出市吉田242-9	グループホームラフェスタ紀美野	海草郡紀美野町下佐々1396-8	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6.11.1

和歌山県告示第1115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年12月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	指定年月日
岩柔新7-06	佐野欣志	岩出市野上野35-31（柔道整復）	令和6.11.1
岩は新18-06	佐野欣志	岩出市野上野35-31（はり・きゅう）	令和6.11.1
有市は新5-06	松本賢人	有田整骨院（はり・きゅう） 有田市港町712	令和6.11.5

和歌山県告示第1116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定に基づき公示する。

令和6年12月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 介護保険事業者番号 30B1800028
- 介護医療院の開設者の名称又は氏名 医療法人彌栄会
- 介護医療院の名称 医療法人彌栄会介護医療院やよい苑
- 介護医療院の所在地 和歌山県岩出市中迫380番地
- 許可年月日 令和6年12月1日
- サービスの種類 介護医療院

和歌山県告示第1117号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年12月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400730	短期入所海南下津町	海南市下津町丸田13-1	短期入所（併設型）	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	令和6.11.30

和歌山県告示第1118号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年12月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3021400506	ソーシャルインクルーホーム海南下津町	海南市下津町丸田13-1	共同生活援助	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	令和6.11.30

和歌山県告示第1119号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年12月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400862	短期入所海南下津町	海南市下津町丸田13-1	短期入所（併設型）	身体障害者 知的障害者 精神障害者	SIホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	令和6.12.1

和歌山県告示第1120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年12月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3021400522	ソーシャルインクルーホーム海南下津町	海南市下津町丸田13-1	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者	SIホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	令和6.12.1

和歌山県告示第1121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、紀の川土地改良区連合の役員について次のとおり公告する。

令和6年12月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した役員（令和6年11月4日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	川崎勝	和歌山市宇田森276番地1

和歌山県告示第1122号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の8第2項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新をしたので、次のとおり公示する。

令和6年12月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 認定の有効期間の更新年月日

令和6年12月11日

2 認定の有効期間の更新を受けた鳥獣捕獲等事業を実施する者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）の名称及び住所並びに代表者の氏名等

(1) 名称及び住所

一般社団法人和歌山県猟友会
和歌山県和歌山市湊通り丁南四丁目18番地

(2) 代表者の氏名

尾上貞夫

(3) (1) の認定鳥獣捕獲等事業者は、法第18条の5第1項第2号の基準に適合するものである。

和歌山県告示第1123号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年12月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1124号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年12月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1125号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和7年6月1日から令和9年5月31日までの期間、和歌山県が発注する建設工事に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する県外に主たる営業所（本社及び本店をいう。以下同じ。）を有する建設業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を次のように定める。

令和6年12月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 建設工事に係る工事種別
建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事に該当するもの
- 2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項
 - (1) 資格
競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからチまでのいずれにも該当しない者であることとする。
 - ア 和歌山県と契約しようとする営業所が申請する業種について、法第3条第1項の規定に基づく許可（以下「建設業許可」という。）を受けていない者
 - イ 申請時点で有効な法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
 - ウ 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者
 - エ 自治法令第167条の4第2項各号に規定する事実^ニに該当した後、2年を経過しない者
 - オ 消費税若しくは地方消費税又は和歌山県内に営業所を有する者^ニにあつては和歌山県税（消費税にあつては延滞税その他の附帯税及びその税に係る滞納処分費（3（2）ケにおいて「附帯税及び滞納処分費」という。）^ニ、地方消費税及び和歌山県税^ニにあつては延滞金その他のその税に係る徴収金（3（2）ケ及びセにおいて「徴収金」という。）を含む。）に未納がある者。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。

- カ 申請者、申請者の役員等、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人及び法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者との関わりが認められる者
- キ 申請時点で有効な経営事項審査に係る法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知における申請業種の平均完成工事高が250万円以下の者
- ク 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に未加入である者（法令の規定により適用除外とされる者を除く。）
- ケ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- コ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの
- サ 入札参加資格審査申請書又はこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- シ 主たる営業所又は和歌山県内で建設業許可を受けた従たる営業所を有する場合でその営業所が別途定める基準を満たさないときにおける県の指導に従わない者
- ス 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴をされ、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終了し、又はその執行を受けることがなくなった日から、審査基準日（（2）に定める審査基準日をいう。以下同じ。）において5年を経過した者を除く。）
- セ 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者
- ソ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- タ セ又はソのいずれかに該当した後、審査基準日時点において1年を経過しない者
- チ カ又はサに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者

(2) 審査基準日

審査基準日は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日とする。

- ア 定期の申請をする者 令和7年1月1日
- イ 追加の申請をする者 令和8年1月1日

(3) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

- ア 客観的事項
経営事項審査
- イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請及び提出の方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期

提出時期は次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

- ア 定期の申請をする者 令和7年1月7日から同月28日まで
- イ 追加の申請をする者 令和8年1月16日から同月29日まで

(2) 申請書類

- ア 入札参加資格審査申請書（県外建設工事業者）
 - イ 地方基準点数一覧表
 - ウ 和歌山県内営業所情報一覧表
 - エ 契約営業所情報一覧表
 - オ 資本・人的関係のある関連業者届出調書
 - カ 受付票
 - キ 法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し
 - ク 総合評定値通知書の写し
 - ケ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（消費税（附帯税及び滞納処分費を含む。）及び地方消費税（徴収金を含む。）に未納がないことを証明する書面で、証明日が審査基準日の3か月前の日以降のもの）の写し
 - コ IS09000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
 - サ IS014000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し
 - シ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条に規定する別記様式第1号の別紙2（1）、（2）又は変更届出書の写し
 - ス 和歌山県内に建設業許可を受けた従たる営業所を有する者は、その営業所の外観及び営業所内部の写真
 - セ 和歌山県税（徴収金を含む。）に未納がないことの誓約書兼情報提供の同意書
 - ソ 和歌山県内に工場を有する者は、外観（看板）及び製造現場の写真（工場の案内等パンフレットでも代用可能）並びに工場に勤務する常勤社員のうち21名分の次の（ア）から（ウ）までのいずれかの書面の写し
 - （ア）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（算定基礎届を提出後に加入した者については、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書）
 - （イ）健康保険被保険者証（所属先が分かるもの）
 - （ウ）住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
 - タ 委任状（代理人を置く場合）
- (3) 申請書類の作成に用いる言語等
- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
 - イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。
- (4) 申請及び提出の方法
- 申請は、和歌山県電子申請サービス（<https://logoform.jp/form/WEVN/808485>）又は書面により行うものとする。
- なお、書面の提出は、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課建設業班宛てに書留郵便で郵送することとし、持参による提出は認めない。
- (5) 申請書類の提出部数
- 提出部数は、1部とする。
- (6) 特例事項
- 和歌山県における建設工事に係る一般競争入札実施要綱（平成23年1月19日施行）の2に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等については、その都度定めるものとする。
- 4 資格の有効期間等
- 資格の有効期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間とする。
- なお、更新の手続については、後日公示する。

- (1) 定期の申請をする者 令和7年6月1日から令和9年5月31日まで
(2) 追加の申請をする者 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

和歌山県告示第1126号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和7年6月1日から令和9年5月31日までの期間、和歌山県が発注する建設工事に係る委託業務の契約に係る条件付き一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する測量及び設計コンサルタント等業務業者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期及び方法等を次のように定める。

令和6年12月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 建設工事に係る委託業務の業種区分

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

2 競争入札参加者の資格及びその基本となるべき事項**(1) 資格**

競争入札に参加する者に必要な資格は、次のアからソまでのいずれにも該当しない者であることとする。ただし、測量及び設計コンサルタント等業務業者（1に規定する建設工事に係る委託業務の全部又は一部を営む者をいう。以下同じ。）のうち和歌山県外に主たる営業所を有する者（以下「県外業者」という。）の資格は、この（1）本文に規定する資格を有し、かつ、次のタからテまでのうち希望する業務に係る資格に該当する者であることとし、その資格審査の申請をすることができる業務は、当該業務に限るものとする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 自治法令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当することとなった日から起算して、2年を経過しない者

ウ 消費税若しくは地方消費税又は和歌山県内に営業所のある者にあつては和歌山県税（消費税にあつては延滞税その他の附帯税及びその税に係る滞納処分費（3（2）ケにおいて「附帯税及び滞納処分費」という。）、地方消費税及び和歌山県税にあつては延滞金その他のその税に係る徴収金（3（2）ケ及びコにおいて「徴収金」という。）を含む。）に未納がある者。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続の開始が決定された者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続の開始が決定された者を除く。

エ 申請者、申請者の役員等、契約営業所代表者又は法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員等）が、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第6条第1号に規定する暴力団関係者等である者又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

オ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

カ 会社更生法第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定がされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定がされていないもの

キ 入札参加資格審査申請書又はその添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者

ク 申請者又はその役員等が法令に違反した容疑で逮捕、書類送検又は起訴をされ、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終了し、又はその執行を受けることがなくなった日から、審

査基準日（（2）に定める審査基準日をいう。以下同じ。）において5年を経過した者を除く。）

- ケ 和歌山県内の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）第198条に規定する贈賄罪が成立する全ての機関をいう。）が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動をする者又は暴力を用いる者
- コ 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損する者
- サ ケ又はコのいずれかに該当した後、審査基準日において1年を経過しない者
- シ エ又はキに該当することを理由に競争入札の参加資格を取り消された後、その取消しの日から5年を経過しない者
- ス 主たる営業所が別途定める基準を満たさない場合で県の指導に従わない者
- セ 測量業務の入札参加を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による登録を受けていないもの
- ソ 建築工事の設計、監理業務の入札への参加を希望する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けていないもの
- タ 土木関係建設コンサルタント業務の入札への参加を希望する者で、属する技術士を5名以上有するもの
- チ 建築関係建設コンサルタント業務の入札への参加を希望する者で、属する一級建築士を20名以上有するもの
- ツ 補償関係コンサルタント業務の入札への参加を希望する者で、属する補償業務管理者及び補償業務管理士を合わせて5名以上有するもの。この場合において、補償業務管理者である者で補償業務管理士を兼ねるものの人数については、1名として取り扱う。
- テ 測量業務（航空測量）の入札への参加を希望する者で、測量法第55条の2第1項第5号の主として請け負う測量の種類が航空測量（空中写真撮影及び空中写真図化）であって、属する測量士を10名以上有するもの

(2) 審査基準日

審査基準日は、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める日とする。

- ア 定期の申請をする者 令和7年1月1日
- イ 第1回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和7年6月1日
- ウ 第2回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和7年9月1日
- エ 第3回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和7年12月1日
- オ 第4回追加の申請をする者 令和8年3月1日
- カ 第5回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和8年6月1日
- キ 第6回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和8年9月1日

(3) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

- ア 審査基準日の直前の事業年度における希望する業務区分ごとの実績高
- イ 審査基準日の直前の事業年度終了日における自己資本額
- ウ 審査基準日における業務の実施に必要な有資格者数
- エ 審査基準日における営業年数

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期及び方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期、申請書類、申請書類の作成に用いる言語等、申請及び申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期

提出時期は、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める期間とする。

- ア 定期の申請をする者 令和7年1月7日から同月28日まで

- イ 第1回追加の申請をする者(県外業者を除く。) 令和7年6月13日から同月26日まで
- ウ 第2回追加の申請をする者(県外業者を除く。) 令和7年9月12日から同月25日まで
- エ 第3回追加の申請をする者(県外業者を除く。) 令和7年12月12日から同月25日まで
- オ 第4回追加の申請をする者 令和8年3月13日から同月26日まで
- カ 第5回追加の申請をする者(県外業者を除く。) 令和8年6月12日から同月25日まで
- キ 第6回追加の申請をする者(県外業者を除く。) 令和8年9月11日から同月24日まで

(2) 申請書類

ア 入札参加資格審査申請書(測量及び設計コンサルタント等業務業者)

イ 契約営業所情報一覧表

ウ 入札希望等一覧表

エ 技術資格者一覧表(県外業者に限る。)

オ 代表者・役員等調書

カ 資本・人的関係のある関連業者届出調書

キ 受付票(書面による申請者に限る。)

ク 所属技術者数調べ

ケ 消費税及び地方消費税の納税証明書(消費税(附帯税及び滞納処分費を含む。))及び地方消費税(徴収金を含む。)に未納がないことを証する書面で、証明日が審査基準日の3か月前の日以降のもの)の写し

コ 和歌山県税(徴収金を含む。)に未納がないことの誓約書兼情報提供の同意書

サ 直近1年の事業年度における財務諸表

シ 商業登記全部事項証明書の写し(申請者が法人の場合に限る。)

ス 営業に関し法律上必要な登録証明書の写し

セ 現況報告書の副本の写し(国土交通省に建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)の規定に基づく登録を行っている場合に限る。)

ソ 県外業者は、エに記載する職員について、次の(ア)又は(イ)のいずれかの書面の写し

(ア) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(算定基礎届を提出後に加入した者については、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書)

(イ) 厚生年金に加入できない者については、健康保険被保険者証(所属先が分かるもの)又は住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)

タ 県外業者は、エに記載する者が当該資格を有することを証明する書面の写し

チ 主たる営業所の外観の写真(看板の確認ができるもの)及び内部(机、椅子及び帳簿等)の写真

ツ 測量業者登録申請書及び別表の写し(航空測量(測量業務)を希望する県外業者に限る。)

テ 契約に係る委任状(契約等を契約営業所代表者等に委任する場合)

ト 入札参加資格申請に係る委任状(代理人を置く場合)

(3) 申請書類の作成に用いる言語等

ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。

イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあっては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請及び提出の方法

申請は、和歌山県電子申請サービス(<https://logoform.jp/form/WEVN/542250>)又は書面により行うものとする。

なお、書面の提出は、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課建設業班宛てに書留郵便で郵送することとし、持参による提出は認めない。

(5) 申請書類の提出部数
提出部数は、1部とする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、次の(1)から(7)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(7)までに定める期間とする。

- (1) 定期の申請をする者 令和7年6月1日から令和9年5月31日まで
- (2) 第1回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和7年9月1日から令和9年5月31日まで
- (3) 第2回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和7年12月1日から令和9年5月31日まで
- (4) 第3回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和8年3月1日から令和9年5月31日まで
- (5) 第4回追加の申請をする者 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで
- (6) 第5回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和8年9月1日から令和9年5月31日まで
- (7) 第6回追加の申請をする者（県外業者を除く。） 令和8年12月1日から令和9年5月31日まで

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第83号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年12月13日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第2項の表中

サービス付き高齢者向け住宅 ライフサイズ野崎	和歌山市野崎62-1	を
サービス付き高齢者向け住宅 ライフサイズ野崎	和歌山市野崎62-1	に、
介護付き有料老人ホーム さわやか和歌山館	和歌山市松島234番地1	
社会福祉法人紀和福祉会介護 老人福祉施設 やまぼうし	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2385-1	を
社会福祉法人紀和福祉会介護 老人福祉施設 やまぼうし	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2385-1	に改める。
特別養護老人ホーム 第2愛光園	伊都郡かつらぎ町佐野955-1	

和歌山県選挙管理委員会告示第84号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のよ

うに改正する。

令和6年12月13日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

第5項の表中

医療法人恵友会老人保健施設 恵友サザンホーム	海南市下津町小南125番地	を
医療法人彌栄会老人保健施設 や よ い 苑	岩出市中迫380番地	
医療法人恵友会老人保健施設 恵友サザンホーム	海南市下津町小南125番地	に、

第6項の表中

医療法人弘仁会 介護医療院ふじの郷	和歌山市岡山丁71番地	を
医療法人弘仁会 介護医療院ふじの郷	和歌山市岡山丁71番地	に改める。
医療法人彌栄会介護医療院 や よ い 苑	岩出市中迫380番地	

監 査 公 表

和歌山県監査公表第26号

令和6年9月25日付け監査報告第13号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月13日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
 和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 和歌山県環境衛生研究センター

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 調査研究等に用いる物品の管理について、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第141条に基づく遠心機械の自主検査を行っていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 労働安全衛生規則に基づき、自主検査表を作成し、令和6年7月に自主検査を行った。令和7年度以降は、環境月間である6月を実施時期と定め、検査を行っていく。

2 和歌山県動物愛護センター

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 動物用医薬品において、日々の使用状況等の正確な記録がなく、受払の事実が確認できない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 動物用医薬品について、定期的に在庫確認を行うとともに、今後は、受払記録簿の記載漏れが生じることのないよう、職員に周知徹底を行った。

3 和歌山県精神保健福祉センター

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅費の支出において、旅行命令を重複して行い、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 事実関係を確認の上、過支給となっている旅費の返納手続を行うとともに、今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

4 和歌山県立図書館

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 和歌山県立図書館資料（図書）納入業務の入札保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。	注意事項 入札保証金の免除に係る契約実績の確認を確実にを行い、今後は、適正な事務処理に努めるよう、関係職員に周知徹底した。

5 和歌山県立近代美術館

監査実施年月日 令和6年7月30日、同年8月20日及び同年9月2日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 つり銭用資金保管簿において、出納員が確認を行っている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年出納長訓令第1号）に基づき適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

6 和歌山県立博物館

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 購入した重要物品において、重要物品用途廃止の承認を受けず廃棄している事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 当該重要物品については、所定の手続を経て廃棄処理を行った。また、重要物品の所在を明確にし、今後は、同様の事例が発生しないよう指導した。

7 和歌山県立和歌山工業高等学校

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 郵便切手類使用簿において、四半期ごとの現物確認が行われていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 定められた期日の現物確認について、今後は、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

8 和歌山県立和歌山盲学校

監査実施年月日 令和6年7月30日及び同年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>(1) スクールバス運行等業務委託において、契約書で定めた支払期日より支払が遅延していた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 自動車等使用台帳について、車両管理者等の確認がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 請求書受理後は速やかに支出の手続を行うとともに、出納機関から返却された支出票の支払処理が完了しているかについて、今後は、十分確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 自動車等使用台帳による自動車の適正な管理について、関係職員に周知徹底した。</p>
---	---

9 和歌山県立和歌山ろう学校

監査実施年月日 令和6年7月30日及び同年8月20日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>重要物品の購入に係る知事の承認を得ていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>重要物品の購入に係る事務手続について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等の関係規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

10 和歌山東警察署

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたため、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>署員に対する朝礼等での指示及び啓發文書の作成・配布並びに各級幹部による運転経験の浅い若年層職員に対する同乗指導により、署員の交通事故防止の意識向上等に取り組んでいる。</p>

11 海南警察署

監査実施年月日 令和6年7月30日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたため、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>署員に対し、交通事故防止に関する資料に基づく具体的な指示及び教育・研修並びに運転訓練を実施することにより、交通事故防止と車両の適正な管理に努めている。</p>